

鈴鹿川流域 ゴミ被害マップ

三重河川国道事務所

河川にゴミを捨てる行為は違法です

※各市町村のルールに従って、ごみは処分しましょう。

河川法(河川法施行令第16条の4) ※一部引用

何人も、みだりに次の行為をしてはならない。
河川区域内の土地に土砂又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃棄物を捨てること。

罰則: 3ヶ月以下の懲役、または20万円以下の罰金

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ※一部引用

何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。(第5条)
何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。(第16条)

**罰則: 5年以下の懲役、もしくは1,000以下の罰金
またはこの両方**

鈴鹿川水系

令和5年度(4月～3月) 131件

河川パトロールが発見した不法投案件数

令和6年度(4月～3月) 95件

令和7年度(4月～3月) 96件

R7年度

